

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 3 月 3 日付けの保護停止決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

保護の停止及び保護費の返還を求める不利益処分であるにもかかわらず、具体的な法令条項の記載がなく、請求人に弁明の機会を与えていない。また、返還金（4 月分保護費）の計算内容の返還免除額△51,072 円の内訳がなく、内容が不明確である。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 5月11日	諮問
令和3年 5月18日	請求人から口頭意見陳述申立書を収受
令和3年 6月25日	審議（第56回第2部会）
令和3年 6月29日	請求人へ口頭意見陳述を実施しないこと の通知を发出
令和3年 7月30日	審議（第57回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

#### (2) 保護の停止

法 26 条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 届出義務

法 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 返還の免除

法 80 条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができるとしている。

(5) 被保護者が留置された場合の取扱い

「生活保護運用事例集 2017」（平成 29 年 3 月東京都福祉保健局生活福祉部保護課。以下「運用事例集」という。）問 8-29 は、その答として、被保護者が被疑者として警察署に勾留、拘束された場合、刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、この期間における生活保護制度による最低生活費の計上は必要ないとされており、当該被保護者が警察署に留置、拘束されている間の最低生活費については、日割り計算を行って削除（減額）することとなるとしている。

また、単身の被保護者が警察官署に留置された事実が確認されたときには、留置の日の翌日付けですべての最低生活費の計上を停止する（保護の停止）こととし、また、公訴の提起がなく釈放された場合は、釈放の日をもって、最低生活費の計上停止を解除するものとし、釈放の日が留置の日の翌月であるときには、留置の日の属する月分の住宅費の過渡金については、法 80 条免除の取扱いを行うとともに、釈放の日の属する月分の住宅費 1 か月分

全額を計上する（生活費については、日割り計算による計上となる。）とし、これらの措置は、被保護者が居宅にいなくなる実態からとるものであるので、留置や公訴の提起による勾留がない限り、停止又は廃止をする必要はないものとしている。

さらに、罰金刑や科料を科された場合は基本的に身柄を拘束されることはないが、完納することが困難なため労役に服する場合には、保護を廃止することとなる（短期間（6か月以内）の場合は停止）としている。

#### (6) 運用事例集の位置づけ

運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

### 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が平成31年4月〇日（本件入所日）から令和元年5月〇日（本件出所日）までの間、〇〇における労役に服したため、請求人に対する保護を、令和元年4月〇日から令和元年5月〇日まで停止したものと認められる。

被保護者が労役に服した場合の保護の取扱いについては、運用事例集問8-29（1・(5)）の問答にある「被保護者が被疑者として警察署に拘留、拘束された場合」の取扱いについての記載に、「労役に服する場合」の保護の停廃止についても記述されていることから、同問答の記載内容が、請求人が労役に服した場合についても同様に適用できるものと解される。

そうすると、〇〇への入所の日の翌日をもって全ての最低生活費の計上を停止し（保護の停止）、出所の日が留置の日の翌月である場合は、入所の日属する月分の住宅費の過渡金については、法80条免除の取扱いを行うとされ（1・(5)）、生活費は日割り計算により計上するとされているところ（同）、処分庁が、本件入所日の翌日である平成31年4月〇日をもって請求人の保護を停止したことに、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は本件通知書に具体的な法令条項の記載がないことを指摘するが、処分の理由についてどの程度提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）とされているところ、本件処分については、法26条に基づく保護停止処分であることが明らかであることから、請求人の上記主張をもって、本件処分を取り消すことはできない。

また、請求人に対する弁明機会の付与については、法26条に基づく保護停止処分は、法29条の2の規定によって行政手続法13条の適用が除外されていることから、処分庁が請求人に対して弁明の機会を付与しなかったことをもって、本件処分を違法なものとすることはできない。

さらに、返還免除額51,072円の内訳・内容については、処分庁が、請求人に対して、既に取り消された本件元処分による返還額14,620円を超える部分についての返還を求めないと処分庁が決定した結果として同額が適用されたものであり、当該部分の取消しを求めることにより、却って請求人に対して不利益をもたらすことになるために、ここでは本件処分を取り消すべき事由として取り上げることはしない。

そして、本件処分が上記1の法令等の定めに則って適正になされたものであると認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来